

令和4年12月12日

令和4年第3回神奈川県議会定例会

厚生常任委員会報告資料

福祉子どもみらい局

目 次

	ページ
1 「かながわ男女共同参画推進プラン」の改定について.....	1
2 当事者目線の障がい福祉の推進について.....	4
3 かながわ子どもみらいプランの中間年の見直しについて.....	6
4 児童虐待による死亡事例等調査検証等について.....	8
5 「神奈川県手話言語条例」の一部改正の概要について.....	10
6 「神奈川県地域福祉支援計画」の改定について.....	11
7 県立中井やまゆり園における利用者支援等の改善について.....	13

1 「かながわ男女共同参画推進プラン」の改定について

平成30年3月に策定した「かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）」（以下「プラン」という。）は令和5年3月に改定予定であり、今般、計画の改定案を作成したので報告する。

(1) これまでの経過

- 令和4年5月 神奈川県男女共同参画審議会に諮問、計画の改定について審議
- 6月 第2回県議会定例会厚生常任委員会に計画の改定について報告
- 8月 神奈川県男女共同参画審議会において改定計画素案を審議
- 9月 第3回県議会定例会厚生常任委員会に改定計画素案を報告
- 10月 改定計画素案に対する県民意見募集（パブリック・コメント）を実施（～11月）
神奈川県男女共同参画審議会において改定計画案を審議

(2) 改定計画素案に対する県民意見募集（パブリック・コメント）の状況

ア 意見募集期間

令和4年10月7日～11月6日

イ 意見募集方法

県ホームページへの掲載、県広報ツイッター等での周知、県機関での閲覧、市町村への周知

ウ 意見提出方法

フォームメール、郵送（手話を撮影・録画したDVDの送付を含む）、ファクシミリ

エ 提出された意見の概要

(ア) 意見件数 116件

(イ) 意見の内訳

区分	件数
a 重点目標1「あらゆる分野における男女共同参画」に関する意見	20
b 重点目標2「職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現」に関する意見	17
c 重点目標3「男女共同の面から見た健やかで安全・安心な暮らし」に関する意見	21
d 重点目標4「男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備」に関する意見	16
e 重点目標5「推進体制の整備・強化」に関する意見	11
f 計画全体に関する意見	25
g その他	6
計	116

(ウ) 意見の反映状況

区分	件数
a 改定案に反映したもの	50
b 改定案には反映していないが、意見のあった施策等に既に取り組んでいるもの	1
c 意見の趣旨を今後の取組の参考とするもの	61
d 計画に反映できないもの	0
e その他（感想・質問等）	4
計	116

(エ) 主な意見

a 改定案に反映した意見

- ・ 個人としては家庭や地域活動に参画したい、と思っている人は多いと思うが、職場で実践するのは難しい現状がある。「男性の家庭や地域活動への参画促進」に向けた施策の充実に期待する。
- ・ 女性の支援に重点を置いているので仕方がないのかもしれないが、健康に対する支援は男女ともだと思うので、記載を工夫してほしい。
- ・ 固定的な性別役割分担意識の解消には、若い頃からの教育・啓発が重要だと思う。

- b 改定案には反映していないが、既に取り組んでいる施策等に関する意見
 - ・ 性教育に関する施策が「エイズ教育」だけであるが人権教育として年齢層に応じた教育をすること。
- c 今後の取組の参考とする意見
 - ・ プラン名も「かながわ男女共同参画推進プラン」ではなく、「かながわジェンダー平等社会推進プラン」とすべきではないか。
 - ・ 子ども・若者に向けた意識啓発は確かに大切なことだとは思いますが、急激に意識を変えさせるようでは、反発が大きくなり、逆効果となってしまう可能性があるのではないか。
- e その他（感想・質問等）
 - ・ 概要版は作成するのか。

(3) 改定計画素案からの主な変更点

- ・ 「Ⅱ 現状と課題」を加筆するとともに、グラフを追加・更新した。
- ・ 「Ⅴ 具体的な取組み」の各主要施策において、実施する事業を追加した。
- ・ 「Ⅴ 具体的な取組み」に「県の取組み」を紹介する欄を追加した。
- ・ 「Ⅴ 具体的な取組み」に「TOPIC」として近年の法律の施行・改正等を紹介する欄を追加した。

(4) 今後のスケジュール

- 令和5年1月 神奈川県男女共同参画審議会から答申
- 2月 第1回県議会定例会にプランの改定についての議案を提出
- 3月 プラン改定

<別添参考資料>

参考資料1 「かながわ男女共同参画推進プラン」改定案

2 当事者目線の障がい福祉の推進について

「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」については、10月14日の第3回県議会定例会本会議において可決され、10月21日に公布した。令和5年4月1日の施行日までの取組について報告する。

(1) 条例の「わかりやすい版」について

ア 名称

「みんなで読める 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」

イ 経緯

条例案の検討の過程で、障がい当事者から「条例の条文自体が難しくてわからない」「要約されたものではなく、条文を一からしっかりと読みたい」といったご意見が寄せられたことから、障がい者に限らず、誰もがわかりやすく読むことができる、条例の「わかりやすい版」を、障がい当事者主体で作成することとした。

ウ 取組概要

- ・ 障がい当事者6名がメンバーとなるワーキンググループを設置し、8月から10月までの間に、計7回、検討を行った。
- ・ 条例を一条ずつ、わかりやすい言葉に言い換えたものを作成した。

エ 言い換えのポイント

- ・ できるだけ一文を短くした。
- ・ 指示語や修飾語は使わない。
- ・ 「社会的障壁」や「合理的配慮」など、障がい当事者が、社会生活を送る中で触れる言葉については、そのままの言葉を用い、解説等で補足した。

オ 今後の取組について

- ・ 当事者団体や、関係団体等から、「わかりやすい版」に対する意見を聴取しながら、引き続き、同ワーキンググループにより内容の充実を図り、令和5年2月頃を目途に製本する予定である。

＜これまでいただいた障がい当事者等からの意見＞

- ・ 読みやすく、条例のことが少しわかった。
- ・ 条例全文だけではなく、何が大事なのか簡単にまとめたものを作ってほしい。
- ・ 障がい当事者と一緒に作成したというプロセスが大事である。

(2) 周知啓発について

ア イベント等を通じた周知啓発

- ・ 令和5年4月1日の条例施行に向け、様々なイベントなどの機会を捉えて、ポスター掲示や条例の概要を記したチラシを配布するなど、条例の周知啓発を行う。
- ・ 条例の「わかりやすい版」や、現在作成中のリーフレット等を活用し、障がい当事者や家族はもとより、市町村、県民、事業者、障害福祉サービス提供事業者等との意見交換を行い、条例の目的や理念について理解浸透を図っていく。

イ 「当事者目線の障がい福祉」推進シンポジウムについて

障がい当事者や家族等と知事が、「当事者目線の障がい福祉」や「ともに生きる社会」の実現に向け語り合うことにより、条例の目的や理念を広く県民に浸透させていくためにシンポジウムを開催する。

日 時 令和4年12月18日（日）

場 所 県庁本庁舎3階 大会議場

内 容 知事講話

：当事者目線の障がい福祉の推進

障がい当事者とのクロストーク

講演

：中井やまゆり園における当事者目線の支援の取組

パネルディスカッション

：それぞれが描く「当事者目線の障がい福祉」のみらい
～ともに生きる社会を目指して～

3 かながわ子どもみらいプランの中間年の見直しについて

子ども・子育て支援法の「基本指針」に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しや、プランの令和2年度及び3年度における達成状況の点検・評価結果等を踏まえ、計画期間の中間年における見直し素案を作成したので報告する。

(1) 中間見直しのポイント

ア 幼児期の教育・保育の需給計画

就学前児童の教育・保育の提供体制の確保を計画的に進めるため、各年度における教育・保育の需要量（量の見込み）とそれに対応する供給量（確保の内容）を記載している需給計画について、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し内容を反映し、令和5年度及び6年度の数値を修正する。

イ 幼児期の教育・保育に従事する人材の必要見込み数

幼稚園教諭、保育士、保育教諭、家庭的保育者など、幼児教育や保育に従事する人材を計画的に確保するため、アの見直し状況やこれまでの職員配置の実態（配置基準を超えて配置されている職員数）等に基づき、令和5年度及び6年度における必要見込み人数を改めて算出する。

ウ 主な取組事業

プラン策定後の社会の変化等を踏まえ、実施又は実施予定の施策・事業の追加等を行う。

<見直しのポイント>

(ア) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、県民生活に大きな影響を及ぼし、「生活困窮」や「孤独・孤立」の深刻化、「新たな生活様式」への対応といった課題が顕在化したことから、施策・事業の追加等を行う。

(イ) 新たな政策課題への対応

プラン策定後の新たな政策課題に対応するため、事業の追加等を行う。

(ウ) 既存事業の拡充その他見直し

プラン策定後に事業の拡充その他見直しを行った事業について、事業内容の修正等を行う。

エ 計画の施策展開の方向性に沿って目標を設定した項目及び目標値

プランを着実に実施していくため、「子どもが生きる力」、「保護者が育てる力」、「社会全体が支える力」の「3つの力」を充実・強化する施策展開の方向性に沿って目標を設定した項目及び目標値について、目標の達成状況やプラン策定後の社会状況の変化等を踏まえて見直しを行う。

(2) 今後のスケジュール

令和4年12月中旬	見直し素案に対する県民意見募集（パブリック・コメント）を実施
～令和5年1月中旬	
令和5年3月	第1回県議会定例会厚生常任委員会に見直し案を報告 県子ども・子育て会議において見直し案を報告 見直し後のプランを公表

<別添参考資料>

参考資料2 「かながわ子どもみらいプラン(令和2年度～令和6年度)」
中間年の見直し素案

4 児童虐待による死亡事例等調査検証等について

大和市で発生した児童虐待死亡事件及び厚木市で発生した車内放置による児童死亡事件の検証等の対応状況について報告する。

(1) 大和市で発生した児童虐待死亡事件の検証等について

ア 検証の期間について

再発防止の観点から、第三子の検証について、令和4年4月28日に外部識者による検証委員会を設置し、10月までを目途に検証を行うこととしていたが、第四子も含めた検証を行う必要が生じたため、令和5年1月まで期間を延長した。

イ 開催状況

(ア) 第1回

- ・日時 令和4年4月28日（木）15:00～17:00
- ・議事 a 事例概要の把握 等

(イ) 第2回

- ・日時 令和4年6月7日（火）15:00～17:00
- ・議事 a 児童相談所及び大和市の関わりの経過について
b 追加調査の内容、方法等について 等

(ウ) 第3回

- ・日時 令和4年7月21日（木）14:00～17:00
- ・議事 a 児童相談所及び大和市の関わりの経過について
b 関係者のヒアリング調査実施 等

(エ) 第4回

- ・日時 令和4年8月18日（木）15:00～17:00
- ・議事 a 児童相談所及び大和市の関わりの経過について
b 検証の論点出し 等

(オ) 第5回

- ・日時 令和4年10月4日（火）10:00～12:00
- ・議事 a 児童相談所及び大和市の関わりの経過について
b 検証の論点出し 等

(カ) 第6回

- ・日時 令和4年11月29日（火）10:00～12:00
- ・議事 a 検証の論点出し
b 提言の検討 等

ウ 今後のスケジュール

- 令和4年12月 第7回検証委員会
- 令和5年1月 第8回検証委員会
- 2月 検証報告書を県に提出

令和4年11月末時点で、保護者の裁判は開始されていない。検証報告書提出後に、保護者の裁判で、新たに検証が必要な情報等が出てきた場合は、追加検証を行うこともある。

(2) 厚木市で発生した児童虐待死亡事件の検証等について

ア 検証の期間について

再発防止の観点から、外部の有識者による検証委員会を設置し、県警察等の動向を注視しながら事案の検証を行う。

母子保健及び児童福祉の学識者、弁護士、医師による検証委員を選出し、令和4年11月から令和5年1月まで計3回の検証委員会を開催予定である。

イ 開催状況

第1回

- ・日時 令和4年11月15日（火）16:00～17:30
- ・議事 事例概要の把握 等

ウ 今後のスケジュール

令和4年12月 第2回検証委員会

令和5年1月 第3回検証委員会

※年度内に検証報告書を県に提出

(参考)

大和市で発生した児童虐待死亡事件の概要

令和元年8月に当時7歳だった第三子を窒息死させたとして、令和4年2月に、殺人容疑で実母が逮捕され、7月29日に起訴された事件に関して、当時死因不詳とされていた第四子についても、窒息死の疑いがあることが判明し、7月31日に再逮捕された。

このきょうだいについては、当時、県中央児童相談所（現在：大和綾瀬地域児童相談所）が、一時保護を行うなど関与していた。

厚木市で発生した児童虐待死亡事件の概要

令和4年7月29日に、実母が車内に子ども二人を放置し、死亡させたとして、8月2日に、実母が第二子に対する保護責任者遺棄容疑で逮捕され、8月22日に起訴された。

このきょうだいについては、令和4年7月14日に厚木児童相談所がネグレクトとして、県中央児童相談所からケース移管を受理していた。

5 「神奈川県手話言語条例」の一部改正の概要について

(1) 経緯

県では、ろう者とろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会を実現するため、手話の普及等に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話の普及等に関する施策を推進するための基本的事項を定めた「神奈川県手話言語条例」（以下「条例」という。）を平成27年4月に施行した。

条例について「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく見直し作業を行ったところ、手話の普及推進への取組をより進めるため、改正を検討する必要があるという結果であった。

また、関連条例として、令和4年10月には、障がい者が自らの望む暮らしを実現することができ、誰もが喜びを実感することができる地域共生社会の実現を目的として「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」が公布された。

これらを踏まえ、次のとおり条例の改正を検討する。

(2) 改正の方向性

ア 手話を必要とする者の手話の習得の位置付け

ろう者自身による意思決定や社会参加の観点から、ろう者自身が手話を習得することの重要性に鑑み、手話を必要とする者（ろう児やその保護者等を含む）が手話を習得できることや手話が受け継がれることについて追記する。

イ 手話を使用する者に関する規定の整理

社会通念上、また、国の障がい施策等の体系においても、ろう者と盲ろう者が別であるとの考え方を踏まえ、条例が触手話や接近手話といった手話を使用する者（盲ろう者）を含むことを明確化する。

ウ 当事者目線の障害福祉推進条例の趣旨の反映、明確化等

当事者目線の障害福祉推進条例の公布等を踏まえ、手話の普及にあたり、県の施策立案に関する当事者（ろう者）の参加や市町村への支援、また、ろう者とろう者を支える手話を使用する方々（手話通訳等）との協力の重要性に鑑み、関連規定への趣旨の反映、明確化を図る。

(3) 今後のスケジュール

令和5年2月 第1回県議会定例会に条例改正議案を提出

6 「神奈川県地域福祉支援計画」の改定について

平成30年3月に策定した「神奈川県地域福祉支援計画」については、令和2年度に改定を予定していたが、新型コロナウイルス感染症対策の影響により、改定時期を令和4年度に変更した。今般、令和5年度を初年度とする計画の改定素案を作成したので報告する。

(1) 改定の概要

ア 改定の趣旨

地域共生社会の実現に向けた取組を推進し、「神奈川県地域福祉支援計画」と密接に関わる「かながわ高齢者保健福祉計画」や「神奈川県障がい福祉計画」、その他の福祉に関する個別計画と調和を図りつつ、第5期となる改定計画を策定する。

イ 計画の位置付け

社会福祉法第108条第1項に基づく法定計画である都道府県地域福祉支援計画であり、広域的観点から、地域福祉推進のために市町村が策定する「地域福祉計画」の達成を支援するための計画とする。

ウ 計画期間

令和5年度から令和8年度までの4年間とする。

エ 対象区域

県内全市町村とする。

(2) 改定のポイント

ア 当事者目線に立った地域福祉の反映

- (ア) 「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」の趣旨を踏まえ、改定する。
- (イ) 当事者の目線に立った地域福祉の担い手の育成や個人の尊厳の尊重を盛り込む。

イ 社会情勢等の変化への対応

- (ア) 新型コロナウイルス感染症による地域福祉への影響やコロナ禍での新たな取組を盛り込む。

- (イ) 制度の狭間の課題（ケアラー支援、ひきこもり支援等）への対応を位置付ける。
- (ウ) 福祉・介護人材の確保、スキルアップ、定着の充実・強化を図る。
- (エ) 災害時の福祉的支援に関する体制の強化を図る。

ウ 社会福祉法の改正を反映した見直し

市町村における包括的支援体制の整備（重層的支援体制整備事業を含む）に対する支援を位置付ける。

(3) 今後のスケジュール

令和4年12月	改定計画素案に対する県民意見募集（パブリック・コメント）を実施
～令和5年1月	
令和5年2月	第4回神奈川県地域福祉支援計画評価・推進等委員会において改定計画案を審議
3月	第1回県議会定例会厚生常任委員会に改定計画案を報告 社会福祉審議会に改定計画案を報告 改定計画の決定

<別添参考資料>

参考資料3 「神奈川県地域福祉支援計画〔第5期〕」素案

7 県立中井やまゆり園における利用者支援等の改善について

県立中井やまゆり園における不適切な支援について、現在の改善状況等について報告する。

(1) 経過

- 県は、「県立中井やまゆり園当事者目線の支援改革プロジェクトチーム」（以下「支援改革プロジェクトチーム」という。）を令和3年9月に設置し、身体拘束事案に係る支援内容の確認を行うとともに、令和元年7月31日に発生した骨折事案について、県が再調査した当時の記録などを提示し、助言をいただくなどした。
- 併せて、骨折事案の再調査を進める中で、園職員への匿名アンケートを実施し、「事実であれば不適切な支援と思われる情報」を複数把握した。
- この情報の調査を行うため、令和4年3月3日には、支援改革プロジェクトチームの構成員をベースとした「県立中井やまゆり園における利用者支援外部調査委員会」（以下「外部調査委員会」という。）を設置した。
- 外部調査委員会では、同年4月26日に調査結果（第一次）を公表し、9月5日に調査結果報告書を公表したところである。
- 調査結果報告書では、91事案を調査した結果、次のとおり判断された。
 - ・ 虐待が疑われる事案 25件
 - ・ 不適切な支援等で速やかに支援方法等を見直すべき事案 12件
 - ・ 事実の特定が困難な事案 17件
 - ・ 事実が判然としていない事案 24件
 - ・ 事実ではなかった事案 8件
 - ・ 過去の虐待通報事案で通報・公表済等の事案 5件
- このうち、虐待が疑われると判断された25事案については、関係自治体（11自治体）に関係資料を送付するなどし、虐待通報を行ってきた。
- また、事実が判然としていない24事案については、外部調査委員会委員が参画する支援改革プロジェクトチームに助言いただきながら、県と園が引き続き調査を実施することとした。

(2) 外部調査委員会で調査対象とした事案の状況

ア 虐待が疑われる事案（25件）

令和4年11月時点で、3件が虐待と認定され、1件が不適切な支援と判断され、残る21件は調査継続中となっている。

(ア) 虐待と認定された事案

事案①（顔を平手打ちし、こぶしで額を殴ったとされる事案）

- ・ 職員が利用者の額を右手拳で1回殴打した（身体的虐待）。

事案②（服薬用のコップの水等に、塩や砂糖が混ぜられていたとされる事案）

- ・ 複数の利用者の水等に異物が混入されたことが計21回あった（身体的虐待）。
 - ・ 異物混入の発覚後も、利用者の安全確保や事態究明に向けた適切な対応がされなかった（ネグレクト）。
 - ・ 喉が渴き苦しむ被虐待者や対応に追われる同僚職員の様子を面白がっていた職員がいた（心理的虐待）。
- ※ 通報した4自治体のうち3自治体が虐待認定し、残る1自治体は調査継続中。

事案③（肛門内にナットが入っていた事案）

- ・ 異変に気付いた時点での原因究明や救急対応が不十分であり、また、物品の適切な管理がなされていなかった（ネグレクト）。

(イ) 不適切な支援と判断された事案

事案①（利用者の足を蹴ったとされる事案）

- ・ 利用者が窓ガラスを足で継続的に蹴っていたとき、職員が、自らの足で利用者の足を蹴るような対応を行い、制止した。

イ 事実が判然としていない事案（24件）

調査結果報告書を公表した9月時点で情報提供者へのヒアリングができていない等、外部調査委員会において、調査を継続する必要があると判断された24事案については、現在、ヒアリングを行うなど、調査を継続している。

(3) 支援改革プロジェクトチームの取組について

ア これまでの開催状況

- | | | |
|-------|-----|--|
| 〔第1回〕 | 開催日 | 令和3年10月26日(火) |
| | 議題 | ・ 園の現状と課題について
・ 今後の進め方について |
| 〔第2回〕 | 開催日 | 令和3年11月30日(火) |
| | 議題 | ・ 改革プログラムについて
・ 骨折事案の再調査報告について |
| 〔第3回〕 | 開催日 | 令和3年12月28日(火) |
| | 議題 | ・ 改革プログラム中間論点整理について
・ 骨折事案の再調査の状況について |

- 〔第4回〕開催日 令和4年2月15日(火)
議 題 ・ 改革プログラム最終報告の方向性について
・ 骨折事案の再調査の結果について
- 〔第5回〕開催日 令和4年2月24日(木)
議 題 ・ 改革プログラム(案)の報告について
・ 骨折事案の再調査の結果について
- 〔第6回〕開催日 令和4年11月8日(火)
※再開 議 題 ・ プロジェクトチームの進め方
・ 園の支援改善状況
・ 不適切な事案が発生した背景・仮説
・ 調査継続事案の調査状況の報告

イ 第6回会議での主な意見

- 令和3年度以前から、園の改善に取り組んでいるはずだが、令和4年度になって急激に改善が進んだのはなぜか、検証すべき。
- 今後、県本庁幹部職員の常駐や、民間のアドバイザーがいなくなってしまうと、これまでの支援改善の取組が元に戻ってしまうのではないかと懸念している。
- 国や県の強度行動障害対策事業と再整備後の園の取組について、年表を作って、関連を検証すべき。
- 人員配置、支援のアセスメント方法、マネジメント、建物の構造、県本庁の支援について検証すべき。
- 改革プログラム作成後の改善状況を定期的にチェックする必要がある。

ウ 今後の対応

効果的な支援員の配置方法や県本庁の関与の方法などについて、令和4年度中に中間報告をまとめる方向で調整を進める。

(4) 園の改善の取組について

支援改革プロジェクトチームや外部調査委員会からの指摘を踏まえ、次の取組を実施している。

- ア 県本庁幹部職員が園に常駐し、園とともにマネジメントを改善（3月から実施）
- イ 民間の支援改善アドバイザーによる当事者目線の支援の実践指導（4月から実施）
- ウ 御家族にアンケート調査を実施（5月に実施）
- エ 男性寮5寮、女性寮2寮の7寮体制を、男性寮4寮、女性寮2寮の6寮体制に再編（6月から実施）

オ 日中活動の充実（6月から実施）

- ・ 園内で古い手帳の解体やボールペンの組立作業を開始
- ・ 施設外の事業所の体験利用
- ・ 秦野駅前に拠点となる場を確保し花壇整備や公園清掃を実施

カ 生活環境の整備（9月から実施）

トイレの便座や居室の天井（便がついた天井）等の修繕工事
(12月完了)

キ 見守りカメラの増設等（10月に増設）

- ・ 2寮12台から6寮76台へ増設
- ・ 録画した映像の保存期間を21日間から1年間へ延長

ク 障がい当事者による巡回事業（10月に実施）

3名の障がい当事者が園を訪問し、施設巡回及び園職員との意見交換を実施

(当事者からの主な意見)

- ・ 利用者が暴れたり、自傷するのには理由がある。どうしてそのような行動をするか考えてほしい。
- ・ 利用者とのやり取りを楽しむことで、関係性ができてくる。

(参考) 支援改革プロジェクトチーム構成員一覧

(五十音順・敬称略)

氏名	所 属	区分
大川 貴志	社会福祉法人同愛会 てらん広場統括所長	施設関係
小川 陽	特定非営利活動法人かながわ障がいケア マネジメント従事者ネットワーク	意思決定支援
小西 勉	ピープルファースト横浜 会長	当事者関係
佐藤 彰一	國學院大学 法学部 教授	学識関係
隅田 真弘	足柄上地区委託相談支援事業所相談支援センター りあんピアサポーターフレンズ	当事者関係
野崎 秀次	汐見台病院 小児科、児童精神科、 精神保健指定医 医師	医療関係
渡部 匡隆	国立大学法人横浜国立大学大学院 教育学研究科 教授	学識関係
県	福祉子どもみらい局総務室長、福祉部長、障害サービス 課長、中井やまゆり園長、支援改善アドバイザーほか	